

矢掛町農業委員会議事録

1. 開催日時

令和3年2月3日（水）午前9時30分～午前10時00分

2. 開催場所

矢掛町役場 3階 大会議室

3. 出席委員 16名

農業委員 9名			農地利用最適化推進委員 7名		
1番	岸野 敏夫	出	矢掛地区推進委員	阿部 泰博	出
2番	石井 博	出	美川地区推進委員	守屋 弘旨	出
3番	妹尾 吉高	出	三谷地区推進委員	田邊 穂積	出
4番	竹内 義男	出	山田地区推進委員	門野 竹志	出
5番	三好 伸夫	出	川面地区推進委員	池田 信夫	出
6番	坪井 幹子	出	中川地区推進委員	奥村 明美	出
7番	山部 智裕	出	小田地区推進委員	妹尾 行恭	出
8番	池田 喬	出			
9番	高月 周次郎	出			

4. 議案日程

- (1) 議案第38号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について
- (2) 議案第39号 農地法第5条の規定による賃貸借権設定の許可申請について
- (3) 議案第40号 農用地利用集積計画書（No. 152）（案）の決定に対する意見について（所有権移転に関するもの）
- (4) 議案第41号 農地法第52条に基づく賃借料情報の提供について

5. 議案の内容 別紙のとおり

議 長	<p>それでは、ただ今から令和2年度第12回農業委員会総会を開催します。</p> <p>新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、会場の換気を行っています。会場出入口には消毒液を設置し、体温計による検温を行っていただいております。皆様にはマスクの着用をお願いしております。</p> <p>なお、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、円滑な議事進行にご協力をお願いします。</p>
議 長	<p>本日は、委員全員が出席です。全員の出席がありましたので、矢掛町農業委員会会議規則第6条により、総会は成立します。</p> <p>本日の署名委員は、矢掛町農業委員会会議規則第13条により、5番 三好委員と、6番 坪井委員を指名します。</p> <p>それでは、議事に入ります。</p> <p>本日の議事につきましては、議案第38号から議案第41号の4議案です。</p> <p>なお、各種報告（1）利用目的の変更届についての事案番号1番につきましては、取下書が提出されましたので、本日の議案の審議から除外します。</p>
議 長 事 務 局	<p>議案第38号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、<u>5件</u>議題とします。事務局から説明します。</p> <p>（議案朗読説明）</p> <div style="border: 2px solid red; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p style="color: red;">以上5件について、総会次第の調査書のとおり農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。</p> </div>
議 長 5 番 委 員 議 長 各 委 員	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>事案番号<u>36</u>番につきまして、地元農業委員の意見を申し上げます。</p> <p style="color: green;">譲受人と譲渡人の間で合意しており、譲受人は管理できるものと思います。特に問題はありません。</p> <p>地元農業委員から意見がありました。事案番号<u>36</u>番につきまして、他に意見はありませんか。</p> <p>（異議なし）</p>

議 長	異議がありませんので、事案番号 <u>36</u> 番につきましては、許可と決定します。
議 長	事案番号 <u>37</u> 番につきまして、地元農業委員の意見ををお願いします。
7 番委員	譲受人、譲渡人ともに合意しており、現地も確認いたしました。特に問題はないと思います。
議 長	地元農業委員から意見がありました。事案番号 <u>37</u> 番につきまして、他に意見はありませんか。
各 委 員	(異議なし)
議 長	異議がありませんので、事案番号 <u>37</u> 番につきましては、許可と決定します。
議 長	事案番号 <u>38</u> 番につきまして、地元農業委員の意見ををお願いします。
7 番委員	譲受人、譲渡人ともに合意しており、現地も確認しました。特に問題はないと思います。
議 長	地元農業委員から意見がありました。事案番号 <u>38</u> 番につきまして、他に意見はありませんか。
各 委 員	(異議なし)
議 長	異議がありませんので、事案番号 <u>38</u> 番につきましては、許可と決定します。
議 長	事案番号 <u>39</u> 番につきましては、 <u>坪井委員</u> の親族に関することであり、「農業委員会等に関する法律」第31条及び「矢掛町農業委員会会議規則」第10条の議事参与の制限に該当しますので、この議案の審議が終了するまで <u>坪井委員</u> の退席をお願いします。(午前 9時 40分 坪井委員 退席) 事案番号 <u>39</u> 番につきまして、地元農業委員の意見ををお願いします。
7 番委員	譲渡人、譲受人ともに合意しており、問題はないと思います。また申請地は譲受

	人の自宅の隣であり、適切に管理できるものと思います。
議 長	地元農業委員から意見がありました。事案番号 <u>39</u> 番につきまして、他に意見はありませんか。
各 委 員	(異議なし)
議 長	異議がありませんので、事案番号 <u>39</u> 番につきましては、許可と決定します。 (午前 9時 42分 坪井委員 着席)
議 長	事案番号 <u>40</u> 番につきまして、地元農業委員の意見をお願いします。
2 番 委 員	以前から譲受人が利用権設定により作られていた場所です。今回、利用権設定を解約し、所有権の移転を予定しています。特に問題はないと思います。
議 長	地元農業委員から意見がありました。事案番号 <u>40</u> 番につきまして、他に意見はありませんか。
各 委 員	(異議なし)
議 長	異議がありませんので、事案番号 <u>40</u> 番につきましては、許可と決定します。
議 長	議案第 <u>39</u> 号 農地法第5条の規定による賃貸借権設定の許可申請について、 <u>3</u> 件議題といたします。 事務局から説明します。
事 務 局	(議案朗読説明)
	<p style="color: red;">事案番号1番から3番は、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しないため、第2種農地としています。</p> <p style="color: red;">総会次第に現地確認写真を載せております。</p>
議 長	事務局の説明が終わりました。 事案番号 <u>1</u> 番から <u>3</u> 番につきましては、関連するため、一括審議します。 地元農業委員の意見をお願いします。

<p>3 番委員</p> <p>議 長</p> <p>各 委 員</p> <p>議 長</p>	<p>現地確認を行いました。被害防除計画書のとおり、排水、周辺への影響等、特に問題はありませんでした。</p> <p>地元農業委員から意見がありました。事案番号 <u>1</u> 番から <u>3</u> 番につきまして、他に意見はありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議がありませんので、事案番号 <u>1</u> 番から <u>3</u> 番につきましては、許可と決定します。</p>
<p>議 長</p> <p>事 務 局</p> <p>議 長</p> <p>7 番委員</p> <p>議 長</p>	<p>議案第 <u>40</u> 号 矢掛町農用地利用集積計画書 (No. 152) (案) の決定に対する意見について、所有権移転に関するものを <u>2</u> 件議題といたします。 事務局から説明します。</p> <p>本計画は、公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団が、農地中間管理事業の一環として行っている特例事業として農地の売買を行う内容となっています。具体的には、対象地が農振農用地であり、購入者が認定農業者や人・農地プランの中心経営体である等の条件を満たしている売買において、農業経営基盤強化促進法に基づき、財団が所有者から農地を買受け、購入者に売渡すものです。今回提出している計画は、財団が所有者から農地を買受ける内容となっております。では、個別の事案を説明します。(事案説明)</p> <p>なお、農地の購入者は、人・農地プランの中心経営体である青江伯夫氏が取得することとなっております、次回の農業委員会総会において議案となる予定であります。</p> <p>。</p> <p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>矢掛町農用地利用集積計画書 (No. 152) (案) につきまして、地元農業委員の意見をお願いします。</p> <p>農地中間管理事業の特例事業です。譲渡人が岡山県農地中間管理機構を介して譲受人に譲渡すということです。現地確認しました。特に問題はないと思います。</p> <p>地元農業委員から意見がありましたが、矢掛町農用地利用集積計画書 (No. 152) (案) につきまして、他にご意見はございませんか。</p>

各 委 員	(異議なし)
議 長	異議がございませんので、議案第40号 矢掛町農用地利用集積計画書(No. 152) (案)の決定に対する意見について、「異議なし」と決定いたします。
議 長	議案第 <u>41</u> 号 農地法第52条に基づく賃借料情報の提供について 議題といたします。 事務局から説明します。
事 務 局	改正農地法が平成21年12月15日に施行され、標準小作料制度が廃止されました。代わりに、農業委員会が農地の借賃等の動向その他の情報の提供を行うことが改正農地法第52条に明記されました。このため、農業委員会において、農地を貸し借りしようとする方々の目安となるよう、地域の実勢の賃借料の情報を提供する必要があります。このことを踏まえ、別紙のとおり平均額を算出しましたので、説明いたします。 (議案朗読説明)
議 長	事務局の説明が終わりました。 農地法第52条に基づく賃借料情報の提供について、意見はありますか。
各 委 員	(異議なし)
議 長	異議がございませんので、農地法第52条に基づく賃借料情報の提供について議決いたします。 農地を貸し借りしようとする方々の目安となるよう、広報紙、ホームページ等で賃借料情報を公表することとします。
議 長	次に報告事項について確認します。
議 長	(1) 利用目的の変更届について 地元推進委員の確認報告をお願いします。
小田地区 推進委員	事案番号2番について、現地確認を行いました。問題はありません。

議 長	<p>(2) 農地法第18条の規定による合意解約通知について 地元推進委員の確認報告をお願いします。</p>
三谷地区 推進委員	<p>事案番号1番, 2番, 4番, 7番, 8番について, 確認しました。問題ありません。</p>
中川地区 推進委員	<p>事案番号3番について, 確認しました。問題ありません。</p>
山田地区 推進委員	<p>事案番号5番, 6番について, 確認しました。問題ありません。</p>
小田地区 推進委員	<p>事案番号9番について, 確認しました。問題ありません。</p>
議 長	<p>以上で、今月の議案についての審議は終了しました。 これもちまして、本日の農業委員会総会を終了します。</p>